## 不利益処分に係る処分基準

処分の名称	獣畜の肉、内臓等の廃棄等の措置命令
根拠条例·規則等名	と畜場法
条項	第16条第3号
所 管 部 課	保健衛生局保健部食肉衛生検査所 (電話:048-851-4100)
処 基 準 (未設定の理 由) 準 準	未設定 (処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断を せざるを得ないものであって、事案ごとの裁量が大きく、 法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であ るため。)
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備  考	